

## 『第3回さいたま市国民保護協議会』議事録

1 日 時 平成18年10月4日(水) 14:00~14:35

2 場 所 ときわ会館5階大ホール

3 出席者

会 長 相 川 宗 一

委 員 (34名)

総務省関東総合通信局総務部総務課長		今 井 栄 一
国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所長	(代理)	大 塚 典 夫
陸上自衛隊第32普通科連隊長		曾 田 健 史
埼玉県危機管理防災部長	(代理)	井 上 佳 一
埼玉県警察さいたま市警察部長	(代理)	小 室 博
さいたま市助役		岩 木 浩
さいたま市助役		大 庭 誠 司
さいたま市教育委員会教育長	(代理)	小 勝 伸 嗣
さいたま市消防局長		前 場 久 和
さいたま市収入役		小 宮 義 夫
さいたま市水道事業管理者		浅 子 進
さいたま市市立病院事務局長		粕 谷 文 彦
日本赤十字社埼玉県支部事務局長	(代理)	龍 前 英 司
(社)埼玉県看護協会常務理事		伴 野 輝 子
東武鉄道(株)鉄道事業本部安全推進部課長		古 田 尚
埼玉新都市交通(株)常務取締役兼総務部長		岩 佐 勲
埼玉高速鉄道(株)運輸施設部安全教育担当課長		龍 田 進
東日本電信電話(株)取締役埼玉支店長	(代理)	酒 井 義 昭
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ埼玉支店長	(代理)	柴 山 弘
東京電力(株)さいたま支社副支社長		矢 嶋 喬
東京ガス(株)埼玉支店長		田 中 忍
日本放送協会さいたま放送局長		柴 山 登
(株)テレビ埼玉		加 藤 晋
(株)エフエムナックファイブ取締役社長	(代理)	富 田 百 城
(社)埼玉県バス協会専務理事		鶴 岡 洋
(社)埼玉県トラック協会常務理事		石 田 昌 彰
(社)埼玉県LPガス協会副会長		新 井 佐 守

さいたま市4医師会連絡協議会議長	(代理) 小 屋 政 一
さいたま市歯科医師会長	(代理) 俵 浩 修
さいたま市自治会連合会長	坂 本 和 哉
さいたま市自主防災組織連絡協議会副会長	石 塚 智 康
さいたま市消防団長	寺 口 良 胤
(社福)さいたま市社会福祉協議会副会長	森 田 勝 利
さいたま市民生委員・児童委員協議会	郡 司 眞 代

4 欠席委員（1名）

東日本旅客鉄道(株)大宮支社総務課長	谷津田 敏 博
--------------------	---------

5 出席事務局職員（7名）

大角総務局長	沼尻危機管理監	斉藤副理事兼危機管理室長
小林企画監	山崎参事	本田主幹
島崎主査		

6 議事次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ                      さいたま市国民保護協議会 会長 相川宗一
- 3 委員紹介
- 4 議 事
  - (1) さいたま市国民保護計画原案の修正について
  - (2) 「さいたま市国民保護計画」の答申について
- 5 そ の 他
- 6 閉 会

《会議資料》

- 1 会議次第
- 2 委員名簿
- 3 席次表
- 4 会議資料
  - ・資料1 さいたま市国民保護計画原案
  - ・資料2 さいたま市国民保護計画原案に対する意見等集計結果一覧表
  - ・資料3 さいたま市国民保護計画原案修正新旧対照表
  - ・資料4 さいたま市国民保護計画の答申（案）
  - ・資料5 さいたま市国民保護計画策定スケジュール

7 公開・非公開の別 公 開

8 傍聴人の数 0 人

## 9 議 事

### (1) さいたま市国民保護計画原案の修正について

- ・事務局から、資料2「さいたま市国民保護計画原案に対する意見等集計結果一覧表」により、国民保護協議会委員、埼玉県との事前相談、関係機関等及びパブリックコメントによる意見等集計結果について説明がありました。
- ・事務局から、資料1「さいたま市国民保護計画原案」及び資料3「さいたま市国民保護計画原案修正新旧対照表」により、原案の修正した箇所について説明がありました。
- ・意見及び質問はありませんでした。
- ・さいたま市国民保護計画原案の修正について承認されました。

### (2) 「さいたま市国民保護計画」の答申について

- ・事務局から、資料4「さいたま市国民保護計画の答申（案）」により、議事（1）で承認を得た「さいたま市国民保護計画原案」をもって、さいたま市長へ答申することについて提案がありました。
- ・意見及び質問はありませんでした。
- ・資料4「さいたま市国民保護計画の答申（案）」が承認され、原案のとおり答申することとなりました。

## 8 その他

事務局から下記3点について説明がありました。

- ・今後のさいたま市国民保護計画策定スケジュールについて  
資料5「さいたま市国民保護計画策定スケジュール」により、今後、埼玉県と協議を行い、「さいたま市国民保護計画」を決定する旨説明がありました。
- ・市民に対する啓発について  
市のホームページへの掲載及びパンフレットの作成・配布を行い、市民に対して啓発していく旨説明がありました。
- ・今後の協議会及び委員の任期について  
計画策定後においても国民保護に関する重要事項について審議することとなる旨及び委員の任期は平成20年1月31日までとなっている旨説明がありました。